

継続契約の取扱いに関する特約（疾病用）

- (1) 当社は、この特約により、保険証券記載の保険契約等(注)が継続されてきた最初の保険契約等(注)を疾病保険特約第1条（用語の定義）および特定疾患一時金支払特約第1条（用語の定義）の初年度契約、この特約が付帯された保険契約を疾病保険特約第1条（用語の定義）および特定疾患一時金支払特約第1条（用語の定義）の継続契約とみなし、疾病保険特約、特定疾患一時金支払特約、医療保険基本特約および普通保険約款を適用します。
- (2) (1)に定める継続契約において、被保険者が疾病または特定疾患を被った時が、この特約が最初に付帯された保険契約の保険期間の開始時より前である場合は、次の①から④までに掲げる規定は適用しません。
- ① 疾病保険特約第3条（保険期間と支払責任の関係）（4）
 - ② 疾病高度障害保険金支払特約第3条（保険期間と支払責任の関係）（4）
 - ③ 疾病葬祭費用補償特約第4条（保険期間と支払責任の関係）（4）
 - ④ 特定疾患一時金支払特約第3条（保険期間と支払責任の関係）（4）

(注) 保険契約等
共済契約を含みます。